第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（Ａ４）

（第二面）

敷地に関する事項

【１．敷地の番号】～【６．敷地面積】　（略）

【７．現に存する建築物の容積率】
【イ．建築物全体】
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
【ヌ．宅配ボックスの設置部分】
【ル．住宅の部分】
【ヲ．老人ホーム等の部分】
【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）

【８．その他必要な事項】・【９．備考】　（略）

（注意）
１・２　（略）
３．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　７欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」は住宅の用途に供する部分、「ヲ」は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
⑭　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、７欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（Ａ４）

（第二面）

敷地に関する事項

【１．敷地の番号】～【６．敷地面積】　（略）

【７．現に存する建築物の容積率】
【イ．建築物全体】
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】
【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
（新設）
【ヌ．住宅の部分】
【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）

【８．その他必要な事項】・【９．備考】　（略）

（注意）
１・２　（略）
３．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　７欄の「ロ」は建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」は自家発電設備を設ける部分、「リ」は貯水槽を設ける部分、「ヌ」は住宅の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
⑭　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、７欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。